

# 施策別事業進行管理表（令和7年度9月末まで）

基本施策1 地域におけるネットワークの強化

保健・福祉・医療・労働・教育等の様々な分野の関係機関との連携を強化し、本市の自殺対策についての方向性や認識の共有を図ります。

## 基本施策

### 基本施策 1 地域におけるネットワークの強化

会議名	担当課	内容	取組進捗状況（令和7年9月末まで）
<b>①自殺対策に関するネットワークを強化する</b>			
あきる野市自殺対策推進協議会	健康課	地域の各種団体、様々な関係のネットワークづくりを構築するために「あきる野市自殺対策推進協議会」を設置し、市の自殺対策を検討します。	令和7年8月18日実施の会議において、令和6年度自殺対策推進事業の報告や第2次自殺対策推進計画の進行管理票（案）等について報告し、各分野の連携強化のため、情報共有をした。
あきる野市自殺対策庁内連絡会	健康課	市の自殺対策について、庁内に横断的な組織である「あきる野市自殺対策庁内連絡会」を設置し、総合的かつ効果的に施策を推進します。	令和7年7月19日実施の会議において、令和6年度自殺対策推進事業の報告や第2次自殺対策推進計画の進行管理票（案）等について報告し、各分野の連携強化のため、情報共有をした。
<b>②特定の分野に対する連携・ネットワークを強化する</b>			
障がい者虐待防止ネットワーク会議	障がい者支援課	自殺対策の現状等について情報共有し、意見交換を図ることで関係機関との連携を強化します。	令和7年度第2回(令和8年2月開催予定)において、自殺統計による現状を報告し、情報共有を行う。
高齢者虐待防止ネットワーク会議	高齢者支援課	虐待や介護と自殺との関係性などについて情報共有し、意見交換を図ることで関係機関との連携を強化します。	令和7年7月に実施した虐待防止ネットワーク会議の中で委員13人にゲートキーパーのリーフレットを配布し、関係機関への情報提供及び連携の強化に努めた。
健康づくり推進協議会	健康課	健康づくり対策を推進する各種団体や関係行政機関などに対し、自殺の現状や対策の理解を深め、各組織の間で自殺対策となるネットワークを強化します。	令和7年7月15日実施の会議において、令和6年度の健康課の事業について報告し、その中で第2次自殺対策推進計画、自殺対策推進協議会、自殺対策庁内連絡会及びゲートキーパー研修について報告することで、関係機関との連携を強化した。
要保護児童対策地域協議会	こども家庭センター	要保護児童等とその家庭について関係機関と情報共有をし、自殺リスクの高い児童又は家庭への対策について連携を強化します。	実務者会議（7月）及び代表者会議（7月）において、希死念慮のあるケースを含めた要保護児童の情報共有を行い、現状及び今後の支援等について協議することで、関係機関の連携強化を図った。
青少年問題協議会	生涯学習推進課	関係機関と連携を図り、青少年世代の自殺対策について情報を共有します。	令和7年7月24日実施の会議において、青少年健全育成に係る取組等について報告し、各分野の連携強化のため、情報共有をした。
<b>③地域団体との連携を強化する</b>			
町内会・自治会への支援	地域防災課	コミュニティの中心的な役割を果たしている町内会・自治会に相談窓口の一覧等のリーフレットを配布し、適切な関係機関へつなぐことができるよう支援します。	令和8年2月18日に開催予定の町内会・自治会連合会全体会議において、自殺対策への情報提供及び協力を呼びかける予定である。
保護司活動の支援	福祉総務課	保護司に相談窓口の一覧等のリーフレットを配布し、適切な関係機関へつなぐことができるよう支援します。	令和8年3月に予定している全体会において、自殺対策に関する資料を配布する予定である。
民生委員・児童委員活動の支援	福祉総務課	民生委員・児童委員に相談窓口の一覧等のリーフレットを配布し、適切な関係機関へつなぐことができるよう支援します。	令和7年9月期民生児童委員協議会において、自殺対策に関する資料を配布し、適切な関係機関へつなぐことができるよう支援した。

基本施策2 自殺対策を支える人材の育成

様々な問題や悩みを抱える人に対して「声をかけ」「変化に気づき」「じっくりと耳を傾け」「支援先につなげ」「温かく見守る」といった役割を持つ「ゲートキーパー」の育成を推進していきます。  
また、誰もが「ゲートキーパー」として自殺対策の視点を持ち、身近な支援者となれるように各種講座や研修等の充実に取り組みます。

基本施策

基本施策 2 自殺対策を支える人材の育成

取組項目	担当課	内容	取組進捗状況（令和7年9月末まで）
①市職員を対象とする研修の実施			
研修	職員課	全庁的に自殺対策への意識を持った職員を増やすため、ゲートキーパー研修を行うほか、関係各課において自殺対策につながる取組がある場合は、自殺リスクを踏まえた対応が取れるよう各種研修会への参加機会の拡充を図ります。	年度内にゲートキーパー研修を実施する予定である。
職員安全衛生事業	職員課	市民の相談役を担う職員の心身の維持を図るため、自殺リスクのある市民等と面談を行う職員や惨事ストレスを抱える職員に対し、産業医やメンタルヘルス相談員による面接相談を行います。	年度内にメンタルヘルス相談のご案内を周知する予定である。
②市の事業に係る関係者等を対象とする研修の実施			
介護予防リーダー育成事業	高齢者支援課	介護予防リーダー育成研修の参加者に、ゲートキーパーに関する情報提供を行い、介護予防を通じた身近な支援者の育成を図ります。	令和7年11月から開始する研修にて、参加者にリーフレット配付により情報提供を行う予定である。
認知症サポーターステップアップ講座	高齢者支援課	認知症サポーターステップアップ講座の参加者にゲートキーパーや介護者のメンタルヘルスに関する情報提供を行い、自殺リスクの早期発見と対応など、気付き役としての役割を担える人材の育成を図ります。	令和7年10月に実施した認知症サポーターステップアップ講座の中で受講者13人に介護者のメンタルヘルスに関する情報提供を行う予定である。
健康づくり市民推進委員会	健康課	推進委員にゲートキーパー研修の受講を促し、地域の自殺リスクが高いと思われる人を支援先につなぐなどの対応が取れる人材の育成を図ります。また、こころの健康保持・増進に関する健康づくり活動の実施を促します。	令和8年2月19日開催予定のあきる野市自殺対策推進協議会会長及び秋川病院 院長 植田先生講師の「こころを元気に 地域とのつながりを深めよう～ゲートキーパーについて～」の受講を促し、人材育成を図る。
地域イキイキ元気づくり事業	健康課	事業の協力者にゲートキーパー研修の受講を促し、地域の自殺リスクが高いと思われる人を支援先につなぐなどの対応が取れる人材の育成を図ります。	令和8年2月19日開催予定のあきる野市自殺対策推進協議会会長及び秋川病院 院長 植田先生講師の「こころを元気に 地域とのつながりを深めよう～ゲートキーパーについて～」の受講を促し、人材育成を図る。
③一般市民を対象とする講座の実施			
ゲートキーパー養成講座	健康課	身近なゲートキーパーを養成するための講座を実施します。	今年度のゲートキーパー研修として令和8年2月19日にあきる野市自殺対策推進協議会会長及び秋川病院 院長 植田先生講師の「こころを元気に 地域とのつながりを深めよう～ゲートキーパーについて～」を実施する予定である。

基本施策 3 市民への周知と啓発

自殺のリスクが高い人が身近にいる際に、その周囲の人々が相談機関を知り、適切な機関につなげることができるように積極的な周知啓発を行います。  
また自殺対策に関連する取組や、地域の見守りの必要性について正しい理解が深められるように、地域の自殺対策について情報提供を行います。

基本施策

基本施策 3 市民への周知と啓発

取組項目	担当課	内容	取組進捗状況（令和7年9月末まで）
①こころの健康等に関する周知・啓発を実施する			
くらしの便利帳の発行	市長公室	くらしの便利手帳の中に、様々な生きる支援に関する相談先の情報を掲載することで、情報周知を図ります。	令和6年11月に全戸配付した「くらしの便利帳」を、ホームページに掲載した。転入者に配付し周知を図った。
健康教育	健康課	健康教育や健康づくり活動の中でこころの健康保持・増進についての啓発を図ります。	各地域の健康づくり市民推進委員が企画する健康づくり活動の中で、自殺対策リーフレット等を配布した。健康づくり教室や健康づくり活動の中で随時積極的な周知啓発を行った。
広報活動	健康課	市広報紙、ホームページ、メール配信サービス、X（旧Twitter）を活用し、自殺対策強化月間や自殺予防週間の周知を図ります。また、市や関係機関の相談窓口を市民、関係者に周知します。	令和7年9月の自殺予防週間に合わせ、市広報紙（9月1日号）に相談窓口紹介及び都の自殺対策の取組について掲載、市ホームページの更新、メール配信を行い市民への周知啓発を図った。
めざせ健康あきる野21	健康課	各種イベント参加時に、こころの健康に関する周知・啓発を行います。	令和7年9月末までのイベント参加時にこころの健康に関する周知・啓発を図れなかったが、9月以降のイベントに相談窓口に関するリーフレットの配布など周知啓発を図る予定である。
子育て支援ガイドブック発行	こども政策課	妊娠、出産、子育てや相談窓口に関する情報を掲載した子育て支援ガイドブックを、市民や各関係機関に配布することで、情報周知を図ります。	今年度はガイドブック作成の中間年であるため、子育て支援ガイドブック（電子書籍版）の更新を行った。また、子育て支援ガイドブックを関係機関や子育てイベント等で配付し周知を図った。
るのキッズweb・るのキッズアプリ情報の提供	こども政策課	妊娠、出産、子育てに関する情報や子育て相談窓口の情報をるのキッズWeb・るのキッズアプリで発信します。	妊娠、出産、子育てに関する情報や子育てなどに関する相談窓口の情報と共に、こころといのちの相談窓口について情報提供している。 アプリダウンロードユーザー数 2,909人（令和7年9月末までの累計人数）
公民館事業	生涯学習推進課	寿大学、市民大学、男女共同参画啓発事業などの講座の中で、こころや身体の健康などの内容を取り入れたり、自殺防止リーフレットを設置するなど、自殺予防について市民の理解促進につなげます。	・市民企画講座では、障害当事者が運営する事業所に関わる職員・利用者・ボランティアなどがそれぞれの立場から、自立について語る講演会を実施。障害を持つ参加者・家族との交流もあり、「前を向いて自分らしく生きていけるように働きかけたい」などの感想が寄せられている。 ・寿大学においては、高齢者の食事や音楽療法など、健康関係の講座を秋川校・五日市校でそれぞれ3講座実施した。 ・自殺防止のリーフレット等については通年掲出するとともに、自殺予防週間にあわせてチラシ等を追加して市民の理解促進に取組んだ。
図書館での資料の展示及びリーフレット配布	図書館	自殺対策強化月間に合わせて自殺対策に関連する図書を展示します。また常設しているリーフレットコーナーを活用し、自殺問題に関連したリーフレットなどの配布を行います。	9月末では未実施であり、毎年3月の「自殺対策強化月間」に市内全館で関連のテーマ展示等を実施予定である。
②市民が必要な時に相談できるようにする			
市民相談事業	市民課	市民生活における様々な問題や悩みに関する相談を受け、相談者に適切な助言を行うことを目的として、法律相談、税務相談、人権の上相談を実施します。	HP・市広報紙等で市民相談の周知を行っている。 令和7年9月末時点で、207件の相談を実施。その他、担当窓口や専門相談員を紹介する等、問題解決に向けた案内を行った。
消費生活相談	商工振興課	広報紙による消費生活情報の発信やリーフレット等の設置により周知・啓発を図るとともに、消費生活相談を実施し、助言や事業者への斡旋を行い、消費者トラブルの解決を図ります。	消費生活相談窓口を毎週月・木曜日（祝日・年末年始を除く）に開設した。 令和7年9月末時点の相談件数は109件であった。 消費生活情報「くらしの知恵袋」を広報誌へ掲載した。 東京都消費生活総合センター等から送付される消費者啓発リーフレット等を相談窓口を設置した。
母子・父子・女性相談	生活福祉課	様々な問題を抱え、精神的にも不安定な相談者の不安を和らげ、自殺リスクの軽減につなげます。特に、うつ病やPTSD(心的外傷後ストレス障害)等に罹患しているなど、自殺リスクが高いDV被害者からの相談に対して適切な関係機関と連携しながら支援に当たります。	自殺リスクの高い相談を適切に見極め、関係部署との連携を強化した。相談者には医療機関への受診や福祉サービスの資源を案内し不安軽減に繋げた。また、対応力を高めるため積極的に研修に参加した。
障がい者相談支援	障がい者支援課	障がい者及びその家族に対して、障がい者基幹相談支援センターを中心に地域の相談支援事業者及び関係機関と連携し、相談を実施します。	障がい者基幹相談支援センターや市窓口において、相談に対応し、必要に応じて、相談支援事業者等の関係機関と連絡調整を行った。
健康相談	健康課	健康問題を抱える人に対し、一人ひとりに寄り添い、適切な関係機関と連携を図り、自殺予防の支援を行います。また遺された人や自殺未遂者の悩みを受けとめ、必要に応じて関係機関に関する情報提供を行います。	令和7年9月末時点の実施回数は12回、相談者数は48人で相談件数は延べ135件となった。こころの健康に関する相談者数は1人、相談件数は延べ4件で福祉総務課保健福祉支援係と連携した。
妊娠前から出産、子育てに関する相談	こども家庭センター	妊娠準備期から母子に関する相談、子どもの成長・発達に関する相談に応じます。	令和7年9月末時点での相談実績は、育児相談 月1回（秋川・五日市2か所実施）相談件数131件となった。また、妊婦面談や妊娠8か月アンケート、パースデーサポートアンケートなどから個別相談につながり、関係機関や医療機関と連携し、継続フォローをしている。
③市民が適切な支援を受けられるようにする			
DV被害者への支援体制整備	企画政策課	DV被害者が職員に被害を相談した際、二次被害を与えないよう適切に対応し、必要な支援につなげることができるよう全庁的な体制を整えます。	令和2年度に運用を開始した「あきる野市DV被害者支援マニュアル」について、DV法の改正や庁内連絡会議での意見聴取の結果を踏まえ、関係部署と調整しながら更新作業を進めている。令和7年度中に、更新したマニュアルを関係部署へ配布する予定である。
ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業	生活福祉課	ヘルパー派遣により、ひとり親家庭の生活状況、家族の状況などを把握し、その家庭が抱える課題や不安を解消するための支援を行うとともに、必要に応じて適切な関係機関につなげます。	ヘルパー派遣が必要な対象者には丁寧に関き取りを行い、対応しているが、対象者自身の意向もあるため、実施には至っていないが継続して相談を受け、必要に応じて適切な相談機関につなげるようにしている。
児童扶養手当及び児童育成手当	こども政策課	児童扶養手当、児童育成手当の申請及び現況届出時の面談を通じ、家族の状況や保護者の抱える問題の把握に努め、必要に応じて関係機関につなげます。	児童扶養手当、児童育成手当の申請及び現況届の提出時に面談を実施し、家庭状況等の聞き取りを行い、必要に応じて、こども家庭センターや女性相談担当を案内した。
ひとり親家庭等医療費助成	こども政策課	ひとり親家庭等医療費助成の申請及び現況届出時の面談を通じ、家族の状況や保護者の抱える問題の把握に努め、必要に応じて関係機関につなげます。	ひとり親家庭等医療費助成の申請及び現況届の提出時に面談を実施し、家庭状況等の聞き取りを行い、必要に応じて、こども家庭センターや女性相談担当を案内した。
子どもショートステイ	こども家庭センター	保護者の出張、疾病、その他育児疲れ等で児童を養育することが困難な家庭の児童について、宿泊を含めたお預かりをします。	令和7年9月末時点での延べ利用日数について、乳児院及び児童養護施設で116日、母子生活支援施設で15日、協力家庭で8日となった。
産後家事・育児支援事業	こども家庭センター	1歳未満の乳児がいる家庭で日中の時間帯に親族等による支援が受けられない方を対象に、家事育児ヘルパーが家事や育児等の手伝いをします。	令和7年9月末時点での派遣世帯は21世帯となった。
多胎児家庭支援事業	こども家庭センター	多胎児を妊娠中の方や3歳未満の多胎児のいる家庭において、育児サポーターが家事や育児等の手伝いをします。	令和7年9月末時点での派遣世帯はないものの、関係機関と連携の上で、多胎児を妊娠中の方や3歳未満の多胎児のいる家庭への周知を行った。
乳幼児一時預かり	こども家庭センター	家庭において児童が保育を受けることが一時的に困難となった場合に、保護者のリフレッシュを図る目的も含めて児童を一時的にお預かりします。	令和7年9月末時点での延べ利用人数は223人、利用時間単位の総数は475単位となった。
伴走型相談支援	こども家庭センター	妊娠届出時の妊婦面談、妊娠8か月頃、出産後、1歳児のアンケートの実施を通して、妊娠期から出産・子育て期まで切れ目のない支援を実施します。	令和7年9月時点での実施数は、妊婦面談216件、妊娠8か月アンケート125件、パースデーサポートアンケート回答者数146件となった。
ファミリー・サポート・センター	こども家庭センター	育児の援助をしてほしい方（依頼会員）と育児の援助をしたい方（提供会員）が会員となって組織する地域の助け合い活動を支援することで、地域における育児の相互援助活動を推進し、安心して子育てのできる環境を整えます。	令和7年9月末時点での依頼会員数が521人、提供会員数が193人、両方会員数が11人となった。また、6月には提供会員養成講習会を開催し、提供会員の増加に向けて取り組みを行った。
未就学児の定期的な預かり事業	保育課	子どもの定期的な預かり事業を利用する保護者に対し、子どもに対する関わりや遊びなどについて専門的な理解を持つ保育者と関わりにより、孤立感や不安感の解消につなげます。	令和7年9月末時点での延べ利用児童数は、4,650人となった。事業を行う中で、保護者が保育者と関わることで孤立感や不安感の解消につながり、子どもと離れた時間を過ごすことで育児に関する負担の軽減につながった。また、利用者アンケートでは、気持ちが高まり、心に余裕ができたとの声があった。 なお、令和7年度は試行事業として実施しており、令和8年度からは本格実施となり、こども誰でも通園制度に移行する予定である。

基本施策 4 自殺未遂者への支援の充実

自殺未遂は自殺の最大のリスク因子です。自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐため、自殺未遂者やその家族、支援者等の相談を継続し、適切な支援につなげます。

基本施策

基本施策 4 自殺未遂者等への支援の充実

取組項目

担当課

内容

取組進捗状況（令和7年9月末まで）

①自殺未遂者等を適切な支援につなげる

健康相談

健康課／福祉総務課

自殺願望や自殺未遂、自傷行為がある相談者に対して必要に応じて、医療機関、関係機関等と連携し、支援します。

地区担当保健師によるこころの健康に関する相談件数は31件(実数)で、関係機関と連携しながら支援に当たった。引き続き相談体制の周知啓発を行い、支援体制の構築を図る。

基本施策5 遺された人々への支援	身近な人の自殺は、遺された人々の精神面の負担だけではなく、身体面や生活等で新たな負担が生じるリスクがあります。遺された人々の精神面・身体面・生活面等の相談を継続し、適切な支援につなげます。
------------------	--

基本施策

基本施策 5 遺された人々への支援の充実

取組項目	担当課	内容	取組進捗状況（令和7年9月末まで）
①遺された人を適切な支援につなげる			
健康相談	健康課／福祉総務課	遺された人々のニーズに応じて、早期からの迅速な支援を行うとともに、遺族が関連施策を含めた必要な支援情報を得ることができるよう、情報提供を推進するなど、支援を行います。	自死遺族の相談対応はなし。 市ホームページや各種関係者会議で保健福祉支援係の相談体制について周知をおこなった。引き続き市ホームページや市広報紙を通じて相談窓口や支援体制を定期的に周知し、早期に必要な情報が届く体制を整えていく。

基本施策 6 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

児童生徒が学校等において様々な困難や問題に直面した際に、その対処法を身につけることができるような「SOSの出し方に関する教育」を推進します。

基本施策

基本施策 6 児童のSOSの出し方に関する教育

取組項目	担当課	内容	取組進捗状況（令和7年9月末まで）
①SOSの出し方に関する教育を推進する			
人権啓発活動	市民課	小学生を対象とした「人権の花運動」「人権教室」「人権メッセージ」、また、中学生を対象とした「人権作文」などにより豊かな人権思想を身につけられるよう取り組みます。	小学生を対象とした人権の花運動及び人権教室を実施し、思いやりの心等の人権に関する考えを身につけられるよう取り組んだ。また、12月開催の人権メッセージ発表会を通じて、さらに人権思想の啓発を進めていく。 中学生においては、人権作文を通じて人権尊重の重要性や必要性の理解を深められるよう取り組んだ。
いじめ防止に対する各種事業	指導室	いじめを受けた子どもや悩みを抱えている子どもが周囲に助けを求められるよう、SOSの出し方教育を推進します。月1回のいじめについて考える日の設定や、いじめについての授業の実施、道徳教育の充実などを総合的に行うことで、いじめを根絶し児童生徒の自殺リスクの軽減を図ります。	「あきる野市いじめ（※）防止基本方針（改訂版）」に基づく「学校いじめ防止基本方針」に則り、小・中学校におけるいじめ防止に向けた取組を確実に実施している。また、いじめ防止に関する授業を年間3回以上実施し、年2回のふれあい（いじめ防止強化）月間において、児童・生徒の自尊感情・自己肯定感及び命を大切にすることを向上させる取組を行っている。
教育支援センター	指導室	教育支援センターの中に教育支援室、教育相談所、スクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒の自殺リスクの軽減を図ります。	教育支援センターは、関係機関と連携を図ることにより、不登校及び不登校傾向にある児童・生徒の支援並びに教育相談体制の充実を図っている。
特別支援教育の推進	指導室	児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに合った教育を行い、困難さの解消や自身の特性を理解した上で、自信をもって生きる力を育成します。	通常の学級、特別支援学級等に関わらず、在籍する児童・生徒が、個の特性や障害の状態、教育的ニーズに応じた指導・支援を受けられるようにするための、指導内容・方法や合理的配慮の提供、基礎的環境整備の充実を図っている。
②児童生徒のSOSを受け止められる体制を整備する			
教育相談	指導室	学校における教育相談体制の充実を図るとともに、教育相談所の臨床心理士による相談業務や巡回相談の実施、スクールカウンセラーの配置などを行い、児童生徒の心理的ケアを行うことで自殺リスクの軽減を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和7年9月末時点の教育相談所の相談件数は、来室相談が942件、電話相談が67件である。</li> <li>市内公立学校全16校、希望する市内保育所・幼稚園等で臨床心理士による巡回相談を実施している。</li> <li>スクールカウンセラーは、市内公立学校全16校に配置し（小学5年生、中学1年生は全員面接）、6月、11月にアンケートを実施している。</li> </ul>
スクールソーシャルワーカーの活用	指導室	スクールソーシャルワーカーが生活指導上の問題がある児童生徒が置かれた環境への働きかけを行うことで、児童生徒や保護者の自殺リスクの軽減を図ります。	令和7年9月末時点のスクールソーシャルワーカーの対応件数は、1,486回である。
生活指導に関する教員の資質能力の育成	指導室	教職員向け研修や情報交換、協議を通じて、自殺問題や支援先などに関する情報を提供することにより、子どもの自殺リスクに直面した時の対応と支援について、理解を深める機会を拡充します。	校長会及び副校長会、生活指導委員会等を通じて、各学校に対し、子どもの安全確保と気持ちの傾聴を最優先し、校内チームで連携、速やかに専門機関へつなぐことなどについて理解を深めている。

## 重点施策

重点施策 1 高齢者の自殺対策の推進	担当課	内容	取組進捗状況（令和7年9月末まで）
地域包括支援センター	高齢者支援課	本人や家族、住民などの相談から、高齢者が抱える問題などを的確に把握し、自殺リスクの高い方の早期発見につなげるなど、包括的な相談支援等を行います。	総合相談の中で高齢者が抱える問題などを的確に把握し、自殺リスクの高い方の早期発見に努めるだけでなく、高齢者の通いの場等の情報提供を行い、自殺リスクの軽減に努めている。
高齢者活動支援	高齢者支援課	高齢者在宅サービスセンターの通所事業や小宮ふれあい交流事業の利用促進と地域ぐるみの支え合い活動支援事業などの通いの場への参加を促し、閉じこもりやうつ等を解消することで、自殺リスクの軽減を図ります。	生活支援コーディネーターにより、高齢者在宅サービスセンターや小宮ふれあい交流事業、地域ぐるみの支え合い活動支援事業等の通いの場の情報提供を行い、参加を促すことで自殺リスクである閉じこもりなどの解消につなげている。
高齢者見守り事業	高齢者支援課	地域見守りや事業者等との協定による緩やかな見守り、配食サービスなどを通じて生活環境の変化などに気づいた時は速やかに報告を求め、自殺リスクの高い方の早期発見につなげます。	日常的な地域見守り事業や事業者等との協定による緩やかな見守り、配食サービスによる見守りの中で、日常生活における身体的変化や生活環境の変化に気を配ることによって、自殺リスクのある方の早期発見につなげている。
地域イキイキ元気づくり事業	健康課	各地区で行っている地域イキイキ元気づくりを通じて、高齢者の地域での居場所づくりを推進します。	市内50箇所で介護予防及び健康づくりなどに取り組んでおり、9月末時点で実施回数は全地区合わせて238回、参加者は延べ2,959人となり、高齢者の居場所づくりとして外出機会を増やすことで、自殺リスクである閉じこもりなどの解消につなげている。
めざせ健康あきる野21	健康課	ボランティアへの参加を通じて、生きがいを感じることができるよう、活動の推進を図ります。	健康づくりを推進する「めざせ健康あきる野21メンバー（ボランティア）」の活動は、9月末時点で延べ17回、参加したメンバーは延べ205人となり、活動を通じて生きがいを感じてもらうことで、自殺リスクの軽減を図っている。

重点施策

重点施策 2 生活困窮者の自殺対策の推進

担当課

内容

取組進捗状況（令和7年9月末まで）

ケースワーカー活動

生活福祉課

生活保護のケースワーカーが定期的に被保護者宅を訪問し、自殺の兆候などを発見した時は、関係機関に連絡、対応を協議し、自殺の防止につなげます。また警察、病院、障がい者支援団体、NPO団体から情報提供がある時は、迅速な対応を図ります。

ケースワーカーの定期訪問に加え、被保護者から自殺をほのめかす発言があった際に、精神保健福祉士、病院と連携し、対応した事例があった。今後も被保護者と相談できる関係づくりを行い、関係機関の協力も得ながら対応していく。

生活・就労相談

生活福祉課

相談員を研修会などへ積極的に参加させ、自殺問題に関する理解を深めることにより、自殺リスクを踏まえた相談員のスキル向上を図ります。

相談員は研修やケース支援会議等により生活困窮が自殺リスクを高めることを理解し、関係機関と協力しながら支援にあたっている。引き続き自殺リスクの低減スキルの維持向上に努めていく。

重点施策			
重点施策 3 勤務経営問題に関わる自殺対策の推進	担当課	内容	取組進捗状況（令和7年9月末まで）
ワークライフバランスの意識啓発と推進	企画政策課	市民等に対し、ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発を図るとともにワーク・ライフ・バランス推進事業所認定事業を通じて、ワーク・ライフ・バランスを推進します。	国や都から提供のあったセミナー等のチラシ、啓発用リーフレット等を企画政策課、商工振興課、こども家庭センター等の窓口を設置した。また、市が実施する「あきる野市ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定事業」について、市及び都ホームページでの周知を継続して実施している。これまでに認定した事業所数は7社であり、令和7年度中に更に増える見込みである。
経営支援	商工振興課	あきる野商工会を通じ、経営改善指導や事業者向けセミナーを実施することにより、市内事業者への経営支援を実施します。	・あきる野商工会を通じ、経営改善指導や事業者向けセミナーを実施した。 経営改善指導：641件、セミナー：106回
就労支援	商工振興課	ハローワークが主催する地域雇用問題連絡会議において、ハローワーク、労働基準監督署、行政所管課間で情報共有を図ります。また、広報紙やホームページへ就労支援情報を掲載するほか、商工会及び市の窓口リーフレット等を設置することにより、就労に係る相談窓口の周知を図ります。	・あきる野市地域雇用問題連絡会議を開催し、情報共有を図った。 日時：令和7年7月25日（金） 午前10時～11時30分 ・市の広報にて就労支援情報を掲載：6回 ・ハローワーク青梅や東京しごとセンター多摩が実施する就職セミナーや就労支援概要を掲載したパンフレット等を商工会や市窓口を設置した。
創業支援	商工振興課	創業・就労・事業承継支援ステーションBi@Staにおいて、創業相談やセミナーを実施することにより、創業を希望する方への支援を行います。	・「Bi@Sta」にて創業塾、創業相談及びセミナーを実施した。 創業塾：全5回、セミナー：6回、創業相談：180回
中小企業資金融資	商工振興課	市内商工業者に対する資金融資を行うことにより、経営基盤の安定を図ります。	・市内商工業者に、市制度融資取扱金融機関が融資を行った。 令和7年度9月末まで 融資件数：46件、融資総額：244,000,000円
労働環境改善啓発	商工振興課	ワークライフ・ライフ・バランスやメンタルヘルスを含む労働環境の改善に関するリーフレット等を商工会及び市の窓口へ設置することにより、市内事業者に対して周知・啓発を図ります。	ワークライフ・ライフ・バランスやメンタルヘルスを含む労働環境の改善に関するリーフレット等を商工会及び市窓口へ設置し、市内事業者に対して周知・啓発を図った。
学校における働き方改革推進プランの策定	指導室	教職員の勤務実態の把握、教職員の働き方に関する意識改革、業務改善の推進を行うことで、教職員の心身の健康の維持及び自殺リスクの軽減を図ります。	各学校に設置したタイムレコーダーにより毎月の勤務時間を把握するとともに、副校長補佐やスクール・サポート・スタッフ等の会計年度任用職員を配置し、業務負担の軽減を図っている。 また、令和7年11月下旬から12月上旬にかけて、教職員を対象としたストレスチェックを実施する予定である。

重点施策

重点施策 4 子ども・若者の自殺対策の推進	担当課	内容	取組進捗状況（令和7年9月末まで）
若い世代への周知	健康課	二十歳を祝う会において、リーフレットの配布を行い、ゲートキーパー及び相談窓口の周知を図ります。	今年度20歳になる市民への自殺対策の周知機会として、令和8年1月12日に行われる二十歳を祝う会において、チラシ入りのポケットティッシュの配布を行い、ゲートキーパー及び自殺に係る相談窓口について周知する予定である。
学童クラブ事業及び児童館事業	こども政策課	学童クラブ事業及び児童館事業を通じた保護者や子どもの状況把握を行う機会を活用し、悩みを抱えた子どもや保護者を把握した場合は、関係機関につなげます。	悩みを抱えた子どもや保護者を把握した際に、関係機関に連絡し、つなげている。
子どもの学習・生活支援事業	こども政策課	子どもの学習・生活支援事業に参加する児童・生徒やその保護者が抱えている問題を把握した場合は、関係機関につなげます。	事業に参加している全ての児童・生徒に対し、問題等の把握のため面接を実施し、必要に応じて関係機関につなげ連携を図っています。また、希望により保護者に対しても面接を実施しました。 【事業実施状況】 集合型：94名を対象に市内施設5会場で実施 訪問型：7世帯8人を対象に実施（問題を抱えるケースに家庭へ訪問し支援）
地域こども育成リーダー事業	こども政策課	地域こども育成リーダーの活動の中で、子どもたちの見守りや保護者との交流などを通じて、悩みや抱えている問題を把握した場合は、関係機関につなげます。	大人の知識・経験を生かして、地域における子どもの安全・安心の確保と健全な育成を担う地域こども育成リーダーを養成しました。 地域こども育成リーダーの自発的な活動に加え、地域こども育成リーダーが主体となり市と協働で行う提案事業を通して、子どもや保護者との交流を行い、見守りや問題把握に努めています。 提案事業数：9事業実施予定
こども家庭センター事業	こども家庭センター	子育てに関する保護者の相談や18歳未満の子どもの相談に対し、適切な対応をすることで、精神的な不安を和らげていきます。また、児童虐待の観点から、虐待は家庭に問題を抱えていたり、被虐待児に心理的ダメージを与えるため、適切な対応を図ります。さらに、ヤングケアラー支援として、身体的・精神的な負担から心身の健康を害さないよう、ヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援につなげることができるよう、支援体制の強化を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談件数370件（うち虐待相談135件）の対応をした。</li> <li>親子の心の相談も含まれている。</li> <li>ヤングケアラー支援 3世帯3人</li> </ul>